ハ　弁護士法（昭和二四年法律第二〇五号）その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類又は電磁的記録を作成することを業とすることができる者に対し特定被害者に係る民事事件手続に必要な書類又は電磁的記録の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。

ニ　ハの立替えに代え、ハの報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な特定被害者法律援助契約弁護士等にハの書類又は電磁的記録を作成する事務を取り扱わせること。

ホ　弁護士法その他の法律により法律相談を取り扱うことを業とすることができる者による特定不法行為等に関する法律相談（刑事に関するものを除く。）を実施すること。

(2)　(1)の業務に附帯する業務（民事保全手続に附帯する担保の提供に係る業務を含む。）

(二)　特定被害者法律援助事業は、対象宗教法人について特定解散命令請求等に係る裁判が確定した時若しくは特定解散命令請求等の取下げがあった時又は対象宗教法人が解散（特定解散命令請求等に係る裁判による解散を除く。）をした時のうちいずれか早い時前にその対象宗教法人に係る特定不法行為等について特定被害者法律援助事業の実施に係る援助の申込みをした特定被害者について行うものとした。（第三条第二項関係）

(三)　支援センターが特定被害者法律援助事業を行う場合には、支援センターの業務方法書には、総合法律支援法に規定する事項のほか、特定被害者法律援助事業に関し、特定被害者法律援助事業の実施に係る援助の申込み及びその審査の方法に関する事項、(一)の(1)のイ及びハの立替えに係る報酬及び実費の基準並びにそれらの償還に関する事項、(一)の(1)のロ及びニの報酬及び実費に相当する額の支払に関する事項、(一)の(2)の民事保全手続に附帯する担保の提供に係る業務の実施に係る費用の償還に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならないこととした。（第三条第三項関係）

(四)　(三)の場合において、当該償還及び当該支払は、特定被害者の迅速かつ円滑な救済に資するよう、特定被害者に係る民事事件手続の準備及び追行がされている間猶予するものとしなければならず、かつ、一定の場合に該当するときを除き、免除できるものとしなければならないこととした。（第三条第四項関係）

3

(一)　宗教法人による財産の処分及び管理の特例

解釈規定

(1)　3のいかなる規定も、文部科学大臣及び都道府県知事に対し、宗教法人における信仰、規律、慣習等宗教上の事項についていかなる形においても調停し、若しくは干渉する権限を与え、又は宗教上の役職員の任免その他の進退を勧告し、誘導し、若しくはこれに干渉する権限を与えるものと解釈してはならないこととした。（第六条第一項関係）

(2)　3のいかなる規定も、宗教法人が公共の福祉に反した行為をした場合において他の法令の規定が適用されることを妨げるものと解釈してはならないこととした。（第六条第二項関係）

(二)　指定宗教法人による財産の処分及び管理の特例

(1)　所轄庁は、対象宗教法人が次のいずれにも該当すると認めるときは、当該対象宗教法人を指定宗教法人として指定することができることとした。（第七条第一項関係）

イ　当該対象宗教法人に係る特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれること。

ロ　当該対象宗教法人の財産の処分及び管理の状況を把握する必要があること。

(2)　(1)による指定宗教法人の指定（以下単に「指定宗教法人の指定」という。）をしようとする場合においては、所轄庁は、当該所轄庁が文部科学大臣であるときはあらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聴き、当該所轄庁が都道府県知事であるときはあらかじめ文部科学大臣を通じて宗教法人審議会の意見を聴かなければならないこととした。（第七条第二項関係）

(3)　所轄庁は、指定宗教法人の指定をする場合には、その旨及び当該指定宗教法人の名称、主たる事務所の所在地その他の当該指定宗教法人を特定するために必要な事項を公示しなければならないこととした。（第七条第三項関係）

(4)　所轄庁は、指定宗教法人の指定をしたときは、速やかに、その旨を当該指定宗教法人に通知しなければならないこととした。（第七条第五項関係）

(5)　所轄庁は、指定宗教法人について指定宗教法人の指定を受けるべき事由が消滅したと認めるときは、当該指定宗教法人の指定を解除しなければならないこととした。（第八条第一項関係）

(6)　指定宗教法人の指定は、次のいずれかに該当するときは、その効力を失うこととした。（第九条第一項関係）

イ　当該指定宗教法人に係る特定解散命令請求等に係る裁判が確定したとき。

ロ　当該指定宗教法人に係る特定解散命令請求等の取下げがあったとき。

ハ　当該指定宗教法人が解散したとき（イに該当するときを除く。）。

(7)　指定宗教法人は、宗教法人法第二三条の規定による公告をするほか、不動産を処分し、又は担保に供しようとするときは、当該不動産の処分又は担保としての提供の少なくとも一月前に、所轄庁に対し、その要旨を示してその旨を通知しなければならないこととした。（第一〇条第一項関係）

(8)　所轄庁は、指定宗教法人から(7)による通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る要旨を公告しなければならないこととした。（第一〇条第二項関係）

(9)　宗教法人法第二四条の規定は、(7)に違反してした不動産の処分又は担保としての提供について準用することとした。（第一〇条第三項関係）

(10)　指定宗教法人の指定があった場合における宗教法人法第二五条の規定の適用については、同条の規定に加え、毎会計年度の各四半期（会計年度の期間を三月ごとに区分した各期間をいう。）終了後二月以内に当該四半期の財産目録、収支計算書及び貸借対照表をそれぞれ作成しなければならないこととし、これらの書類については、その作成後一〇日以内にその写しを所轄庁に提出しなければならないこととした。（第一一条第一項関係）

(三)　特別指定宗教法人の財産目録等の閲覧の特例

(1)　所轄庁は、対象宗教法人が次のいずれにも該当すると認めるときは、当該対象宗教法人を特別指定宗教法人として指定することができることとした。（第一二条第一項関係）

イ　(二)の(1)のイ及びロのいずれにも該当すること。

ロ　当該対象宗教法人の財産の内容及び額、その財産の処分及び管理の状況その他の事情を考慮して、当該対象宗教法人について、その財産の隠匿又は散逸のおそれがあること。

(2)　(1)により対象宗教法人が特別指定宗教法人として指定されたときは、当該対象宗教法人（当該指定を受けた時において既に指定宗教法人の指定を受けているものを除く。）は、指定宗教法人の指定を受けたものとみなすこととした。（第一二条第二項関係）

(3)　(二)の(2)から(5)まで等は、(1)の場合に準用することとし、この場合において、(1)により特別指定宗教法人として指定された対象宗教法人について、(1)のロの事由が消滅したことを理由として特別指定宗教法人の指定が解除されたとき（当該対象宗教法人が(1)のイの事由に引き続き該当するときに限る。）は、当該対象宗教法人は、当該解除がされた日に指定宗教法人の指定を受けたものとみなすこととした。（第一二条第三項関係）

(4)　指定宗教法人が特別指定宗教法人として指定された場合における当該指定宗教法人について、(二)の(5)により指定宗教法人の指定が解除されたとき又は(二)の(6)により指定宗教法人の指定が効力を失ったときは、当該特別指定宗教法人は、(1)による特別指定宗教法人の指定（以下単に「特別指定宗教法人の指定」という。）が解除されたものとみなすこととした。（第一二条第四項関係）